

現場代理人及び主任技術者等の取扱いについて

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するために、工事現場ごとに、現場代理人・主任技術者等の配置を義務付けています。

寒川町が発注する工事案件についても、次の事項に十分ご留意の上、適正な施工管理に努められるようお願いいたします。

なお、建設業法は「法」、建設業法施行令は「令」、工事請負契約約款は「約款」と略します。

【現場代理人の取扱いについて】

1. 現場代理人の配置

寒川町が発注する建設工事において、受注者は、約款第10条1項に基づき、現場代理人を定め工事現場に配置し、発注者に通知する必要があります。

なお、営業所の専任技術者は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人として配置することができます。

2. 現場代理人の常駐義務

約款第10条2項では、現場代理人は工事現場に常駐することが明記されています。そのため、現場代理人は原則、他の工事現場の現場代理人や主任技術者等のいずれとも兼務することはできません。

ただし、約款第10条3項に基づき、所定の条件を満たし、発注者が現場代理人の兼務が可能と認めた場合には常駐義務を緩和し、他の工事の現場代理人を兼務することができます。詳しくは、「寒川町現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱基準」をご覧ください。

なお、工場製作を含む工事の場合、工場製作期間における現場代理人の常駐義務は要しません。同一工場内で一元的な管理体制のもとで製作が行われる工事との兼務は、発注者が認めた場合に限り可とし、兼務する場合は、工場製作のみを施工している期間を工事打合せ簿により明確にすることとします。

また、同一工事に限り、現場代理人と主任技術者等を兼務することができます。

※「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在し、その職務に従事していることをいいます。

3. 受注者と現場代理人との雇用関係

現場代理人は、受注者との直接的な雇用関係を有している者に限ります。

①直接的な雇用関係の考え方

直接的な雇用関係とは、現場代理人とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用関係をいいます。(在籍出向者や派遣社員は含めない。)

また、入札前においては、契約後に配置する現場代理人に、開札日の前日以前に受注者と直接的な雇用関係であることが必要です。

②雇用関係の確認

受注者との雇用関係の確認は、直接的な雇用関係について、原則として次の書類(氏名、生年月日、資格取得年月日(雇用年月日)、所属事業所名が明記されている。)により行います。

・雇用保険被保険者証(公共職業安定書発行)

- ・住民税特別徴収税額の通知書、変更通知書（市町村発行）等

4. 現場代理人の配置期間について

契約日（工事着手日）から、完成検査を完了した日までとします。

5. 現場代理人の工事期間中の途中交代について

現場代理人の途中変更については、事前に発注者と必ず協議を行い、変更後の現場代理人が必要な引継ぎを受けた上で、その工事の現場に常駐し、その運営、取締りを行うことに支障が無いと認めた場合に限り、認められます。その場合、新しく配置する現場代理人とは、当該変更日の前日以前に受注者と直接的な雇用関係にあることが必要で、その旨雇用関係が証明できる書類を提出ください。

【主任技術者等の取扱いについて】

1. 工事現場に配置すべき技術者について

①主任技術者（法第 26 条第 1 項）

建設業法において、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、元請、下請、請負金額に係わらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

②監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項）

建設工事を施工するために締結した下請契約の請負金額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。

2. 工事現場ごとに専任すべき技術者について（法第 26 条第 3 項、令第 27 条第 2 項）

請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の工事に設置される主任技術者等は元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、他の工事現場と兼任はできません。

※「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、工事現場が稼働中に当該現場に係る職務のみに従事していることをいいます。

ただし、密接な関係のある 2 件以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接（同一町内）した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。なお、この規定は、専任の監理技術者には適用されません。

また、請負金額 4,500 万円未満の工事に設置される非専任の主任技術者については、3 件までの建設工事を兼務することができます。（請負金額の総額が 9,000 万円未満）

3. 営業所の専任技術者について（法第 7 条第 2 号、第 15 条第 2 号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。営業所の専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するために置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められますが、以下の要件をすべて満たす場合に限り主任技術者との兼務が認められます。

- ・請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）未満の工事
- ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること

- ・当該営業所と現場が近接（同一町内）し、常時連絡が取りうる体制にあるもの

4. 主任技術者から監理技術者への変更について

当初は主任技術者を設置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負金額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となった場合には、特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になりえる資格を持つ技術者を配置しなければなりません。

5. 主任技術者等（非専任）から主任技術者等（専任）への変更について

当初は専任の主任技術者等の配置を要さない工事で、工事内容の変更等により、工事途中で請負金額が専任の主任技術者等の配置を要する金額を超える見込みとなった時点で、当該技術者を専任で配置しなければなりません。この場合、他工事との兼任の状況、営業所専任技術者でないかなど、取扱いに十分に留意し、適切な対応を行ってください。

6. 受注者と主任技術者等との雇用関係

主任技術者等は、受注者との直接的な雇用関係を有している者に限ります。

①直接的かつ恒常的な雇用関係の考え方

直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用関係をいいます。（在籍出向者や派遣社員は含めない。）

また、入札前においては、契約後に配置する主任技術者等が、開札日の前日以前に三か月以上の恒常的な雇用関係が必要となります。

②雇用関係の確認

受注者との雇用関係の確認は、直接的な雇用関係について、原則として次の書類（氏名、生年月日、資格取得年月日（雇用年月日）、所属事業所名が明記されている。）により行います。

- ・雇用保険被保険者証（公共職業安定所発行）
- ・住民税特別徴収税額の通知書、変更通知書（市町村発行）等

7. 主任技術者等の配置期間について

契約日（工事着手日）から、完成検査を完了した日までとします。

8. 主任技術者等の工事期間中の途中交代について

主任技術者等の途中交代については、請負契約の的確な履行を阻害する恐れがあることから、原則として認めておりません。ただし、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等、やむを得ない事情が発生した場合は、受注者からの協議に対して承諾することにより交代を認めます。

やむを得ない事情により主任技術者等の交代が認められる場合の条件を以下に示します。

- ・交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保されていること。
- ・工事の継続性、品質が確保されていること。
- ・事前に発注者と協議し承認が得られていること。

また、工場制作を含む工事の場合は、工場制作から現場施工に移行する際に、主任技術者等を交代できるものとします。ただし、工場制作期間から現場施工期間へ移行する時点において、工事打合せ簿等の書面により移行時期を明確にし、工事の継続性、品質確保等に支障が無いと認められる場合に限りします。

この他、受注者の責によらない理由により、工期の延長や工事が中止された場合等、工事工程上、技術者の交代が合理的な場合でも交代が認められることがあります。

9. 建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業（7 業種） 〔土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園〕工事業			指定建設業以外（左以外の 22 業種） 〔大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具装置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体〕工事業		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	5,000 万円（建築一式工事 8,000 万円）以上	5,000 万円（建築一式工事 8,000 万円）未満	5,000 万円（建築一式工事 8,000 万円）以上は契約ができない	5,000 万円（建築一式工事 8,000 万円）以上	5,000 万円（建築一式工事 8,000 万円）未満	5,000 万円（建築一式工事 8,000 万円）以上は契約ができない
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者※1	主任技術者		監理技術者※1	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣認定者	①一級・二級国家資格者等 ②登録基幹技能者 ③指定学科卒業＋実務経験者 ④実務経験者（10 年以上）		①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①一級・二級国家資格者等 ②登録基幹技能者 ③指定学科卒業＋実務経験者 ④実務経験者（10 年以上）	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事※2 にあって、請負金額が 4,500 万円（建築一式工事 9,000 万円）以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	技術者の専任を要する建設工事の場合は必要	必要なし		技術者の専任を要する建設工事の場合は必要	必要なし	

※1 特例監理技術者を配置する場合は、当該現場に監理技術者補佐を配置する。

※2 「公共性のある工作物に関する建設工事」とは、国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧

2025/12/18 施行

 : 特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格
 : 一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る国家資格

枠内の数字: 資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数

(※) 特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格を有するものは、一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る

資格区分			建設業の種類																										指定建設業			
			土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ・ブロック	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	
建設業法（技術検定）	1級建設機械施工管理技士																															
	2級建設機械施工管理技士																															
	1級土木施工管理技士					3			3			3		3						3		3		3		3					3	注1
	1級土木施工管理技士補					3	3	3	3			3		3		3				3	3		3			3		3		3	3	
	2級土木施工管理技士	種別	土 木			5			5			5		5					5	5			5		5		5			5	注1	
			鋼構造物塗装			5	5	5	5			5		5		5				5			5		5		5	5	5	5	5	
			薬液注入			5		5	5			5		5		5				5	5			5		5		5	5	5	5	
	2級土木施工管理技士補					5	5	5	5			5		5		5				5	5		5		5		5		5	5	5	
	1級建築施工管理技士																						3						3	3	3	注1
	1級建築施工管理技士補					3	3	3	3	3		3		3				3	3	3	3	3	3	3				3	3	3	3	
	2級建築施工管理技士	種別	建 築			5	5	5	5	5		5		5				5	5	5	5	5	5	5				5	5	5	5	注1
			軀 体			5		5	5									5	5	5	5	5	5	5				5	5	5	5	
			仕 上 げ				5							5									5					5	5	5	5	
	2級建築施工管理技士補					5	5	5	5	5		5		5				5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5	5	
	1級電気工事施工管理技士																						3							3		
	1級電気工事施工管理技士補																						3							3		
	2級電気工事施工管理技士																						5							5		
	2級電気工事施工管理技士補																						5							5		
	1級管工事施工管理技士													3		3	3						3	3			3	3	3	3	3	
	1級管工事施工管理技士補													3		3	3						3	3			3	3	3	3	3	
	2級管工事施工管理技士													5		5	5						5	5			5	5	5	5	5	
	2級管工事施工管理技士補													5		5	5						5	5			5	5	5	5	5	
	1級電気通信工事施工管理技士																															
	2級電気通信工事施工管理技士																															
	1級造園施工管理技士						3	3	3	3			3		3				3	3			3				3			3	3	
	1級造園施工管理技士補						3	3	3	3			3		3				3	3			3				3		3	3	3	
	2級造園施工管理技士						5	5	5	5			5		5		5		5	5			5			5		5		5	5	
	2級造園施工管理技士補						5	5	5	5			5		5		5		5	5			5			5		5		5	5	
建築士法（建築士試験）	1級建築士																															
	2級建築士																															
	木造建築士																															
	建築設備士（注2）										1	1																				
技術士法（技術士試験）	建設（「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設）（「鋼構造及びコンクリート」）																														注1	
	建設「鋼構造及びコンクリート」を除く・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」を除く）																														注1	
	農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）																															
	電気電子・総合技術監理（電気電子）																															
	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）																															
	機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く）																															
	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）																															
	上下水道（「下水道」）・総合技術監理（上下水道）（「下水道」）																															
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）																															
	森林「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業・林産」）																															
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）																															
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）																															
	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）																															
	衛生工学「建築物環境衛生管理」・総合技術監理（衛生工学「建築物環境衛生管理」）																															

資格区分			建設業の種類																														
			土木	建築	大工	左官	とび・ コンクリート ・土エ	石	屋根	電気	管	タイル ・レンガ	鋼 構 造 物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体		
その他	基幹技能者(注7)	種目	登録電気工事基幹技能者																														
			登録橋梁基幹技能者																														
			登録造園基幹技能者																														
			登録コンクリート圧送基幹技能者																														
			登録防水基幹技能者																														
			登録トンネル基幹技能者																														
			登録建設塗装基幹技能者																														
			登録左官基幹技能者																														
			登録機械土工基幹技能者																														
			登録海上起重基幹技能者																														
			登録PC基幹技能者																														
			登録鉄筋基幹技能者																														
			登録圧接基幹技能者																														
			登録型枠基幹技能者																														
			登録配管基幹技能者																														
			登録高・土工基幹技能者																														
			登録切断穿孔基幹技能者																														
			登録内装仕上工事基幹技能者																														
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																														
			登録エクステリア基幹技能者																														
			登録ALC基幹技能者																														
			登録建築板金基幹技能者																														
			登録外壁仕上基幹技能者																														
			登録ダクト基幹技能者																														
			登録保温保冷基幹技能者																														
			登録ウレタン断熱基幹技能者																														
			登録グラウト基幹技能者																														
			登録冷凍空調基幹技能者																														
			登録運動施設基幹技能者																														
			登録基礎工基幹技能者																														
			登録タイル張り基幹技能者																														
			登録標識・路面標示基幹技能者																														
			登録土工基幹技能者																														
			登録発破・破砕基幹技能者																														
			登録圧入基幹技能者																														
			登録送電線工事基幹技能者																														
			登録消火設備基幹技能者																														
			登録建築大工基幹技能者																														
			登録建築測量基幹技能者																														
			登録硝子工事基幹技能者																														
			登録さく井基幹技能者																														
			登録解体基幹技能者																														
			登録あと施工アンカー基幹技能者																														
			登録計装基幹技能者																														
			登録土質改良基幹技能者																														
			登録都市トンネル基幹技能者																														
			登録潜函基幹技能者																														
			登録道路等法面保護基幹技能者																														
			登録斜面防災基幹技能者																														
			登録石材施工基幹技能者																														

【備考】

- (注1) 解体工事業について、技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験資格に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。
- (注2) 建築士法第二条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。
- (注3) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。
- (注4) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートバイル建設技術協会が行う基礎施工士試験が該当します。
- (注5) 建築物等に計装装置等を設置する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。
- (注6) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当します。
- (注7) 建設業法施行規則第十八条の三第二項第二号の登録基幹技能者講習を終了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していないものについては実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとします。
- (注8) 令和3年4月1日以降に工事担当者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。
- (注9) 合格後、コンクリート工事に関し三年以上実務の経験を有する者
- (注10) 合格後、とび工事に関し三年以上実務の経験を有する者
- (注11) 合格後、土工工事に関し三年以上実務の経験を有する者
- (注12) 合格後、土工工事に関し一年以上実務の経験を有する者
- (注13) 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。
- (補) 表中の主任技術者になれるものに関し、建設業法第十五条第二号ロの規定を満たす場合には、特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得ます。(ただし、指定建設業は除かれています)